

自分たちの地域は自分たちで守る 「救助される人」から「救助する人」へ

災害時に地域の防災・減災活動に参加するためには、まず、あなた自身が無事であることが必要です。あなたが負傷してしまうと「救助される人」になってしまいますが、無事であれば、地域に出て「救助する人」になることができます。いざというときに「救助する人」になれるよう、日頃から、「自分の身は自分で守る(自助)」の取り組みをしましょう。

(自助)家の耐震化、家具の転倒防止、安全行動1-2-3など



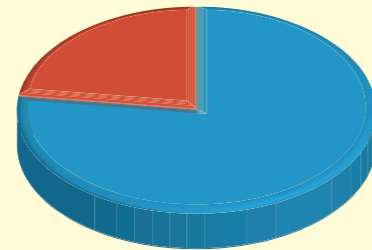
自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したとき、建物の倒壊、火災発生、交通網の遮断などによって、消防や警察などの公的な防災機関の活動が制限される可能性があります。いざというときに力を発揮するのが、地域の協力体制である「自主防災組織=共助」です。自主防災組織(地域活動)は、あなたやあなたの家族を守る「もしものときの保険」です。平常時から自主防災組織(地域活動)に参加し、災害に強いまちづくりに取り組みましょう。

過去の震災に学ぶ

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、普段からの隣近所や地域社会のつながり、結びつきが極めて大切であることを再認識させられる震災でした。

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋などから救出された人のうち、約8割が家族や近隣の住民によって救出されたという報告があります。



■近所の住民らによって救助された人(約27,000人)
■消防、警察、自衛隊によって救助された人(約8,000人)

地域防災推進員を活用しよう



市民のみなさんの防災・減災意識の高揚、自主防災組織の育成などを行うため、地区自治会連合会ごとに地域防災推進員が任命されています。地域防災推進員は、防災・減災知識に関すること、自主防災組織の活動のサポートなどを行います。

自主防災組織のみなさん、防災訓練の企画・実施に困ったら、地域防災推進員を活用しましょう。

チェックポイント 消防団に入団しましょう!



東日本大震災では、多くの消防団が、各地域で活躍しました。消防団は、市民を守る防災力として、必要不可欠の存在です。座間市では消防団員が不足しています。

災害から皆を守るために消防団に入団しましょう!!

入団資格

- 年齢が18歳以上45歳未満の方
- 心身ともに健康な方
- 市内に居住している方



お問い合わせ先:座間市消防本部消防総務課 電話046-256-2211(代表)

自主防災組織の活動 平常時

防災知識を普及する

防災対策においては地域住民一人ひとりの防災への関心を高めることが大切。防災マップの作成、防災新聞の発行のほかお祭りや運動会などで防災イベントを実施する。



防災巡視、防災点検を行う

防災の基本は自分の住む街をよく知ること。地域内のブロック塀や石垣、看板、自動販売機など倒れやすいものの点検のほか、がけやよう壁などの状態を確認する。また各家庭の防災用品の点検や防災倉庫の備品などをチェックする。



防災資機材を整備する

ヘルメット、消火器、担架、救急医薬品、非常食品、ロープ、懐中電灯、ハンマー、バールなど必要な資機材を準備する。また日頃から点検を行い、使い方も確認しておく。



防災訓練を実施する

防災訓練は、いざというときの確な行動をとるうえでとても大切な訓練。初期消火訓練、応急救護訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練、炊き出し訓練など、種類も数多くあるので地域の人に呼びかけ積極的に実施する。



災害時

情報を収集し伝達する

自治体などと連絡を取り合い、災害に関する正しい情報を住民に伝達する。また地域の被害状況や火災発生状況などをとりまとめる。



救出活動を行う

負傷者や倒壊した家などの下敷きになった人たちの救出・救助活動を行う。ただし救出活動は危険を伴う場合があるため、二次災害には十分注意する。



初期消火活動を行う

出火防止のための活動や消火器、消防水利の確保など初期消火活動を行う。火災の拡大延焼を防ぐのが目的で、決して無理はしない。



医療救護活動を行う

大量の負傷者が出たときは、すぐに医師による治療が受けられるとは限らないので、負傷者への応急手当を行い、救護所へ搬送する。



避難誘導・避難所運営

避難誘導

地域住民等の安否確認、避難所への誘導、災害時要配慮者の安否確認、救助などを行う。



避難所の運営

避難者誘導、受け入れを主導し、避難者の居住場所と役割分担などを振り分ける。



食糧・物資関係

備蓄食糧や救援物資等の避難所への運搬および配布、炊き出しなどを行う。



衛生管理

水の確保、トイレの清掃、ゴミの搬出保管、施設内の清掃などを行う。

